

電子契約に関する事業者向け説明会 質問と回答

No.	質問	回答者	回答
1	「電子契約利用申出書」は紙で提出するのでしょうか。	三芳町	「電子契約利用申出書は」メールでご提出ください。 様式のデータは町ホームページからダウンロードしてください。
2	タイムスタンプと契約締結日がずれても問題ないでしょうか。 また、契約締結日を過ぎてから、電子契約を結ぶことはできますか。	弁護士ドットコム 三芳町	紙と同様に電子契約の場合でも、地方自治法第234条第5項の契約の締結ルールが変更になるということはないので、自治体様毎にルールを取り決めて運用しています。 三芳町としては、タイムスタンプを契約締結日とする必要はありませんが、基本的には契約締結日までに電子契約に必要な処理を完了するようお願いしております。
3	電子署名はどのように行うのでしょうか。 あらかじめ、用意が必要でしょうか。	弁護士ドットコム	電子署名は、契約当事者の依頼操作（同意ボタン）により、クラウドサインが行います。 契約当事者は、クラウドサインを利用するインターネット環境と、電子署名の本人性を担保するための仕組みとしてメールアドレスが必要となります。
4	クラウドサインの利用にあたってアプリケーション等のダウンロードは必要でしょうか。 タイムスタンプや電子署名は各事業者で違ったもので表示されるのでしょうか。	弁護士ドットコム	クラウドサインは、ブラウザ環境で稼働するサービスとなりますので、利用にあたりアプリケーション等のダウンロードは不要です。また、電子署名及びタイムスタンプについては、契約当事者の依頼操作（同意ボタン）により、クラウドサインが行い、署名者毎に異なる内容となります。